

入札の注意事項

- 1 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書について【期限：令和8年2月25日（水）】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、代表者が所属する部署の電話番号・メールアドレスを明記してください。
 - (2) 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が代理人として権限を行使する場合は、入札前までに変更登録を完了してください。
- 2 委任状について
 - (1) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状（押印あり）を入札執行者に提出してください。
 - (2) 権限を行使する者が参加申込時に届け出た代表者である場合は委任状の提出は不要です。
 - (3) 委任者は原則として、入札参加申込者（代表者）と同一とします。
 - (4) 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が提出する委任状は受け付けできません。
- 3 入札書について【入札公告及び入札説明書記載の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。郵送等については簡易書留扱いとすること。】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者（代理人が入札する場合は代理人）、代表者（代理人が入札する場合は代理人）が所属する部署の電話番号・メールアドレスを明記してください。
 - (2) 代表者もしくは委任状で届け出のあった者以外が入札権限を行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
 - (3) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
 - (4) 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
 - (5) 初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。再度入札書については、別途提出を求めます。（開札の日に立ち会いできない入札者で再入札にも参加を希望するときは、「初度入札」と「再度入札」の入札書を作成し、それぞれ別封筒に封入して所定の日時・場所に必着すること。）
- 4 見積書について
 - (1) 入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。
 - (2) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号・メールアドレスを明記してください。
- 5 消費税及び地方消費税（相当額）について
 - (1) 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないでください。
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。